

国立大学法人岡山大学安全衛生方針

平成 29 年 3 月 21 日
国立大学法人岡山大学長裁定

1. 基本理念

国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）は、本学の教職員・学生等その他本学内にて活動を行う人々の安全と健康を確保し、快適な活動環境の形成を促進することにより、大学の使命である良質な教育・研究及び社会貢献（診療を含む。）の提供を行う。この理念の下、本学は、全学的な安全衛生管理体制を確立し、安全衛生活動を積極的かつ継続的に推進するとともに、組織的 point 検及び改善を行う。

2. 基本方針

- (1) 安全・安心なキャンパス構築を目指し、教職員・学生等の事故・災害の防止及び再発防止対策並びに健康の保持増進のための活動を行う。

- (2) 安全衛生教育・研修及び啓発活動を組織的かつ計画的に行い、教職員及び学生等とともに、安全衛生活動に取り組む。
- (3) 安全衛生関係法令及び本学の関係諸規則を遵守するとともに、教職員及び学生等への周知・啓発に努め、法令遵守に関する組織的点検及び責任体制の確立並びに改善を行い、安全衛生意識の向上を図る。
- (4) 安全衛生に関する組織体制の確立、安全衛生計画の策定及び実施を評価し、改善に努める。